

薬局間での医薬品小分け時のマナーについて

■発注書のFAX送信とあわせて、在庫の確認をお願いします。

備蓄検索システムで確認をした際でも、在庫数の関係で小分けできない場合もあるため、事前に電話確認をお願いします。

■一度に200錠、300錠と多量の発注はご遠慮ください。

最少包装が1,000錠のものになるなどの理由も考えられますが、相手薬局の在庫のことも考慮した発注をお願いします。

■再三に渡る同一医薬品の発注

薬価が高いなどの理由も考えられますが、最小包装での購入を検討してください。

■受け取り時のマナー

小分けする薬局では当然患者さんが最優先です。患者様・投薬の邪魔などにならないよう十分ご配慮ください。

■その他、原則として、下記の様なことを遵守してください。

- ・受け渡しは公正競争規約に抵触する恐れがあるため、医薬品卸会社や製薬会社の方には頼まない。
- ・散剤の購入は1g単位とする。
- ・詳細（薬価の端数処理など）については、小分けする薬局側の都合に合わせる。
- ・お釣りの無いように代金の準備をする。